

**特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)  
提出書類一覧表(平成29年5月1日以降雇入れ)**

◆支給申請書提出期限

**対象労働者の雇入れ日(平成 年 月 日)**

□第1期:上記雇入れ日から起算して1年経過する日の翌日から2か月以内

□第2期:上記雇入れ日から起算して2年経過する日の翌日から2か月以内

□第3期:上記雇入れ日から起算して3年経過する日の翌日から2か月以内

※第2期、第3期は中小企業のみが対象です ※期限を徒過すると受付することができません

事業所名: \_\_\_\_\_ 対象労働者名: \_\_\_\_\_

**【第1期申請時にご提出いただく書類】**

\*申請時、この一覧票もご提出ください。 \*書類の枚数も併せてご記入ください。

No.	必須提出書類	留意事項	コピー可否	枚数記入欄		
				事業主	安定所	労働局
①	特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)(第1期)支給申請書(様式第1号)	・代理人が申請する場合、委任状が必要です。(委任状についてはコピー可) ・「本人確認欄」には、対象労働者の記名押印又は署名が必要です。	×			
②	支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)	・複数の対象者分を同日に申請しない場合は申請日ごとに1枚必要です。	×	枚	枚	枚
③	対象者の労働者名簿	・氏名、生年月日、雇入れ日等が記載されている必要があります。 ・警備業は警備員台帳、タクシー業は乗務員台帳が必要です。	○	枚	枚	枚
④	雇用契約書または雇入れ通知書 (労働条件に変更がある場合は、変更後の分もご提出ください) 雇入れ日から雇用保険に加入している必要があります。	雇入れ日からの分が必要です。 ・以下の項目が記載されている必要があります。 ①労働契約の期間 ②就業場所、従事すべき業務 ③始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間・休日・休暇 ④賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切・支払時期 ⑤契約更新の有無(期間の定めのある契約の場合)	○	枚	枚	枚
⑤	賃金台帳【源泉徴収簿は不可】	・雇入れ日から1年間の労働に対して支払った賃金の分が必要です。 (支給対象期間は申請書右上をご確認ください) ※申請日時点で賃金支払い日が到達していない月の分については、後日、千葉労働局職業対策課からご連絡いたしますので、その後にご提出ください。 ・各種手当・控除項目等が名目ごとに確認できるものが必要です。 (ただし、臨時に支払われる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金の分は助成金支給額の算定から除きます。)	○	枚	枚	枚
⑥	誓約書 □既卒者等コース→様式第2号の1、または □高校中退者コース→様式第2号の2	・裏面にも記入、記名及び押印箇所があります。 ・該当するコースをご提出ください。	×	枚	枚	枚
⑦	出勤簿またはタイムカード	・雇入れ日から1年間の出勤状況が日ごとに明らかなものが必要です。	○	枚	枚	枚
⑧	対象労働者の卒業証明書や退学証明書等の卒業や退学の事実が確認できる書類	・確認できる書類がない場合は、本人自著の履歴書が必要です。	○	枚	枚	枚
⑨	対象の既卒者を雇用した際の求人票又は募集要項等	・既卒者等が応募可能な新規学卒求人が本助成金の対象です。	○	枚	枚	枚
<b>確認事項</b>		<b>労働関係帳簿等を整備・保管している事業主であるか。</b>		<b>ある・ない</b>		
	必要に応じて提出する書類	必要な場合等	コピー可否	枚数記入欄		
				事業主	安定所	労働局
⑩	支払方法・受取人住所届(帳票種別32850号)	・初めて申請する場合、口座内容に変更や口座変更の希望がある場合に必要です。 ・助成金の入金先の金融機関口座をボールペンで記入し、事業主印を押印してください。	×	枚	枚	枚
⑪	雇入れ日の前日から過去3年度間に新規学卒卒で雇入れた労働者の労働者名簿	・例えば2016年度の対象求人により対象労働者を雇い入れた場合は、2013年度～2015年度の労働者名簿	○	枚	枚	枚
⑫	ユースエール認定通知書	・ユースエール認定企業が申請する場合のみ必要です。	○	枚	枚	枚
⑬	事業所非該当承認通知書	・申請事業所が雇用保険非該当事業所である場合のみ必要です。	○	枚	枚	枚

**\*この提出書類一覧票は平成29年5月1日以降の雇入れに使用ください。  
(平成29年4月30日以前の雇入れは別の提出書類一覧票になります。)**

**《必ずこちらをご確認ください》**

- ・上記以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- ・書類の不備や不明点がある場合等、連絡をさせていただく場合があります。
- ・必須提出書類が全て提出されない場合は不支給になりますのでご注意ください。
- ・対象労働者を解雇等、事業主の都合により申請期間の途中で離職された場合は助成金は支給できません。また支給されている助成金についても返還していただくことになります。
- ・審査には受付から4ヶ月程度かかりますのでご了承ください。審査後、支給(不支給)決定通知書にて結果をお知らせいたします。